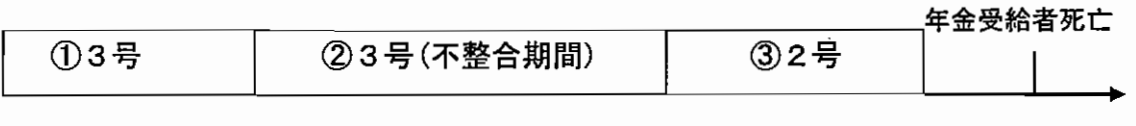


運用3号に係るQ&A

(Q1) 年金受給者の死亡による遺族年金を請求する際、受給者の第3号被保険者期間に不整合期間が判明した場合の取扱いは、どのようになるのでしょうか。



(回答) 年金受給者の場合は、受給者記録はそのままとなるので、遺族年金の請求に影響を与えません。

②の期間は3号被保険者期間として管理されていた記録となりますので、不整合期間は「運用3号期間」となります。

(Q2) 障害年金や遺族年金の請求において、第3号被保険者記録に不整合期間が判明した場合の運用3号期間とされる期間は、納付要件の基準をどのように取り扱うのでしょうか。

(回答) 本取扱いの施行日(平成23年1月1日)以降に不整合期間が判明した場合は、事象発生日(障害初診日、被保険者死亡日)が、本取扱いの施行日の前後のいずれの場合であっても、運用3号を適用し、受給資格要件(納付要件)に算入することとなります。ただし、記録訂正してから直近の2年間は未納状態となるため、この期間に事象発生日がある場合は、事象発生日前の直近1年間では納付要件を満たされないこととなりますので留意ください。2/3要件でみることとなります。

(Q3) 運用による3号期間は、過去に同様の事象で記録訂正を行っている者についても適用するのでしょうか。

(回答) 本取扱いは、記録が不整合となっていることが、本取扱いの施行日以降に判明した場合を対象としており、本人がその期間の年金記録を確認し、既に記録が正しく訂正されている者についての再訂正は行いません。